

(様式第2号)

平成30年度第6回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成30年10月18日(木) 15:30 ~ 16:30
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 島田 茂 委 員 大月 一弘 委 員 亀若 浩幸 委 員 伊藤 明子 委 員 大久保 規子 欠 席 岩本 洋子 事 務 局 吉田課長, 古川係長
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題ア及びイの審査請求の案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 非公開の決定
- (3) 議題

ア 平成29年4月13日付け芦会第39号公文書部分公開決定に係る審査請求(平成29年6月21日付け)について

イ 平成30年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書不存在決定に係る審査請求(平成30年7月3日付け)について

ウ その他

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

(1) 平成29年4月13日付け芦会第39号公文書部分公開決定に係る審査請求（平成29年6月21日付け）について

ア 答申について審議した。

イ 芦屋市長が部分公開決定とした範囲は妥当ではなく，一部公開すべきであるとの結論を得た。

イ 本日の審査会をもって審議を終了し，会長による答申案の最終確認後答申することとする。

(2) 平成30年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書不存在決定に係る審査請求（平成30年7月3日付け）について

ア 継続審議とする。

(3) その他

閉会